

パート・アルバイト収入のある被扶養者の皆さまへ

～令和4年10月施行の被用者保険の適用拡大に伴い、被扶養者資格が取消となる場合があります～

令和4年10月施行の被用者保険(厚生年金保険・医療保険)の適用拡大に伴い、下記の加入要件を満たす場合は、被用者保険に加入することとなりました。

これに伴い、現在、パート・アルバイト収入のある被扶養者であっても、要件を満たす場合は、被用者保険加入となることから被扶養者資格が取消となる場合があります。

つきましては、パート・アルバイト収入のある被扶養者におかれましては、現在勤務している適用事業所において、ご自身が被用者保険の適用となるか予めご確認願います。

なお、被用者保険に加入する場合は、当該事業所が加入する健康保険組合の被保険者証(保険証)が交付され次第、所属所の共済事務担当課あて扶養取消申告および現在お手元にある組合員被扶養者証を返納願います。

短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大に関する加入要件

令和4年9月まで

- 所定労働時間20時間以上
- 月額賃金8.8万円以上
- 雇用期間1年以上勤務の見込
- 学生は対象外
- 従業員数501人以上の適用事業所



令和4年10月から

- 所定労働時間20時間以上
- 月額賃金8.8万円以上
- 雇用期間2ヶ月超勤務の見込
- 学生は対象外
- 従業員数101人以上の適用事業所

※令和6年10月から従業員数51人以上の適用事業所に拡大する予定です。